

I

第3次推進計画 後期計画の策定にあたって



I. 第3次推進計画後期計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、虐待やいじめなどにより子どもの命が奪われる痛ましい事件が全国で後を絶ちません。このような時代背景において、子どもたちが命を奪われることなく家庭、学校、地域で安心して自分らしく生きていくことを、多治見市は切に願っています。そのためにも、子どもに関係する機関や団体などが相互に協力し、必要に応じて援助の手をさしのべながら、子どもや保護者が社会で孤立しないようにすることが大切です。

本市は、平成元年(1989年)に国連で採択された児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)〈*1〉の精神をふまえ、平成15年9月に全国で4番目に子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」という)を制定しました。子どもの権利保障という視点からまちづくりを行うことが、子どもの健全な成長・発達につながると考えたことが理由です。

平成16年度には、子どもの権利条例第19条に基づき、子どもに関する施策を総合的に行うため、「多治見市子どもの権利に関する推進計画(以下「第1次推進計画」と表記)」を策定しました。その後、平成21年度に第2次推進計画、平成29年度に第3次推進計画を策定し、子どもの権利に関する事業に取り組んできました。

条例制定15年が経過した現在において、時代の変化に対応した見直しを行うこととなりました。そして約1年にわたる議論を経て、令和2年3月に「多治見市子どもの権利に関する条例」を改正しました。この条例改正は平成15年9月の条例制定以来初めてであり、子どもの命を第一に考えながら子どもの権利の保障を図り、子どもが社会を構成する一員として健やかに成長してほしいという願いが込められています。

2. 第3次推進計画の評価・検証

多治見市では、第1次推進計画(計画期間：平成16年度～平成20年度)、第2次推進計画(計画期間：平成21年度～平成28年度)の評価・検証方法を継承し、第3次推進計画についても、「多治見市子どもの権利委員会」において年度ごとに事業の進捗状況を確認しながら、子どもの権利を推進するための事業に取り組んでいます。

また、第3次推進計画後期計画の策定に向け、子どもの権利についての意識と実態を把握するため、令和元年10月に「子どもの権利に関するアンケート調査」を実施し、子どもの自己肯定感や意見表明・参加の機会、条例の認知度などについて調査しました。今回のアンケート調査では、対象を①10～17歳の男女、②①の保護者、③0～9歳の子どもの持つ保護者の3つに分け、それぞれ500人に郵送で調査を行いました。

このアンケート調査結果などを基に、子どもの権利委員会において議論された第3次推進計画前期計画の評価、後期計画への課題等の概要は次のとおりです。

〈*1〉児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもはかけがえのない尊厳を持ったひとりの人間として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があると定めている。特に子どもの最善の利益を考慮することや、子どもの意見表明を尊重することが規定してある。1989年11月20日に国際連合で採択され、日本は1994年(平成6年)5月に批准した。

※資料として掲載したグラフは、端数処理により合計が100%にならない場合があります。

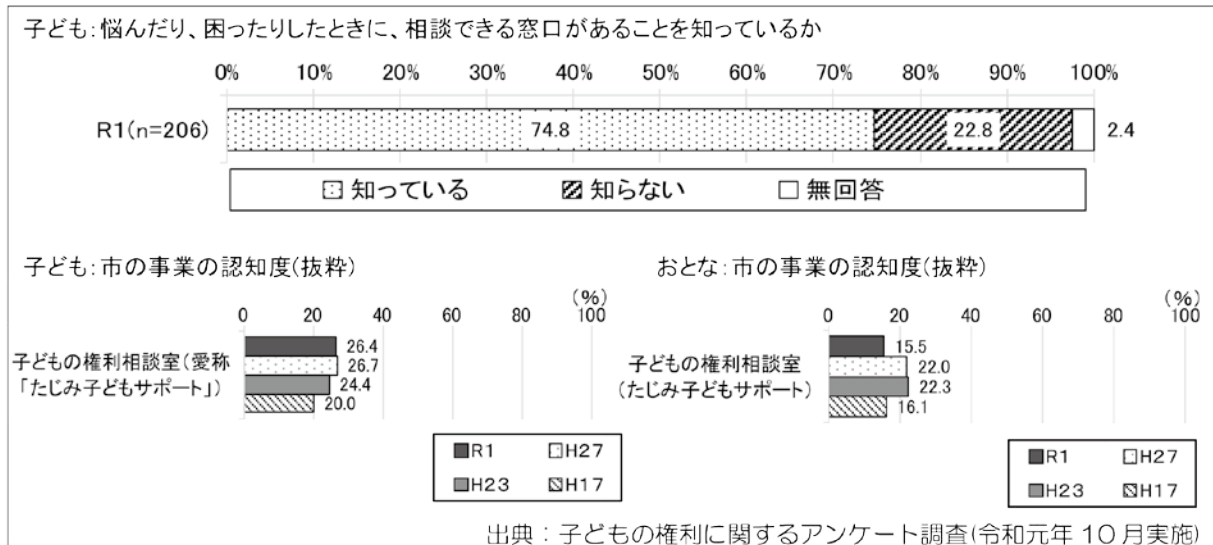
施策の方向 I 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

【推進施策 1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実】

子どもの権利擁護委員<*2>は「多治見市子どもの権利に関する条例」第 13 条に基づき、子どもの権利侵害に対して速やかで適切な救済を図り、回復を支援する目的で設置しています。近年子どもを取り巻く課題は複雑化しており、潜在的な悩みや不安は多くあると考えられます。擁護委員や相談員の専門性は維持しつつ、相談方法や広報の拡充により子どもの権利相談室<*3>がより多くの方に気軽に利用してもらえることが求められます。

【推進施策 2 関係機関の相談体制と広報の充実】

令和元年度に実施したアンケート調査では、「困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話を聞いてもらう人がいるか」という設問に対し、子どもで「いる」と回答した人の割合は 90.8%、おとなで「いる」と回答した人の割合は 92.6%でした。子どもの悩みについての相談窓口があることを 74.8%の子どもは「知っている」と回答していますが、今回の回答者で利用経験がある人は 1 人もいませんでした。また、子どもの権利に関する条例に基づいて設置されている「子どもの権利相談室」の子どもへの認知度は 26.4%、おとなへの認知度は 15.5%と、前回調査時よりも低くなっています。つらいときや困った時など、時には保護者や学校の先生以外にも話を聞いてほしいと思うことがあるかもしれません。相談できる場所を必要とする子どもや保護者に、相談窓口に関する情報を届けることが求められます。



<*2>子どもの権利擁護委員

子どもの権利に関する条例に基づき設置されており、子どもが安心して気軽に相談し救済を求めることができる。条例により独立性を尊重され、子どもに関することであればおとなも相談できる。

<*3>子どもの権利相談室

子どもの権利擁護委員を補佐する相談員(子どもの権利相談員)が常駐し、子どもの権利侵害に関わる深刻な事柄だけでなく、現に悩みつらい思いをしている子どもの状況を改善、解決するためにも相談に応じる相談室。相談時間は火～金曜日の午後 1 時～午後 7 時、土曜日の正午～午後 6 時、ヤマカまなびパーク 4 階に設置。

【推進施策3 地域における支援体制の整備】

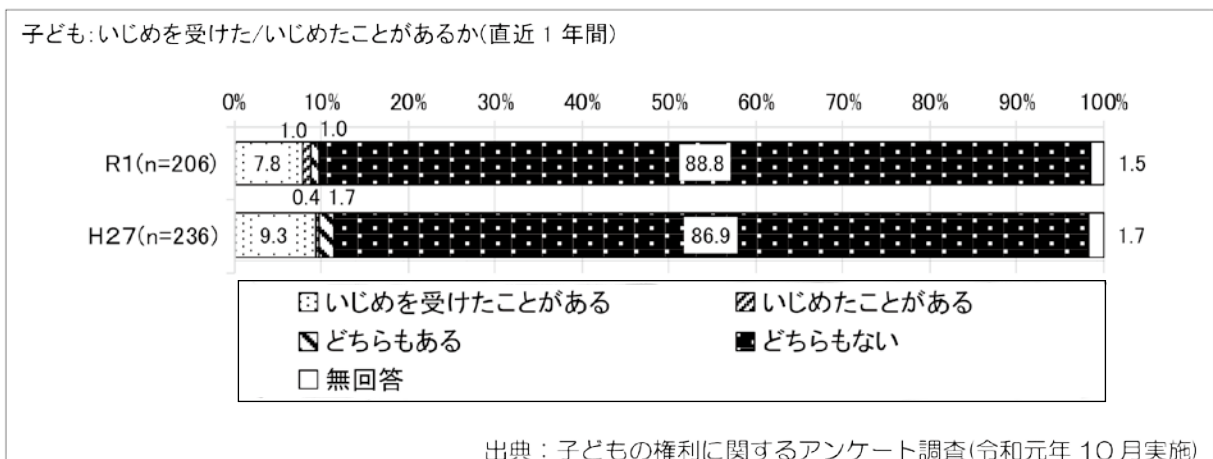
それぞれの子どもの成長に合わせて適切な支援を提供することが大切です。多治見市では保健師の地区担当制を導入しており、担当保健師が地域ごとに乳幼児の成長を見守り、支援していく仕組みとなっています。生活する場が変わっても各機関が連携して切れ目のない支援体制を構築することで、子どもはより安心してその地域で育つことができます。また、平成31年3月には「多治見市いのち支える自殺対策計画」が策定され、子どもを含め、自ら命を絶つ人をなくすように市全体で取り組んでいます。自殺対策計画の推進により、庁内で連携しながら子どもの自殺を未然に防ぐことも必要です。

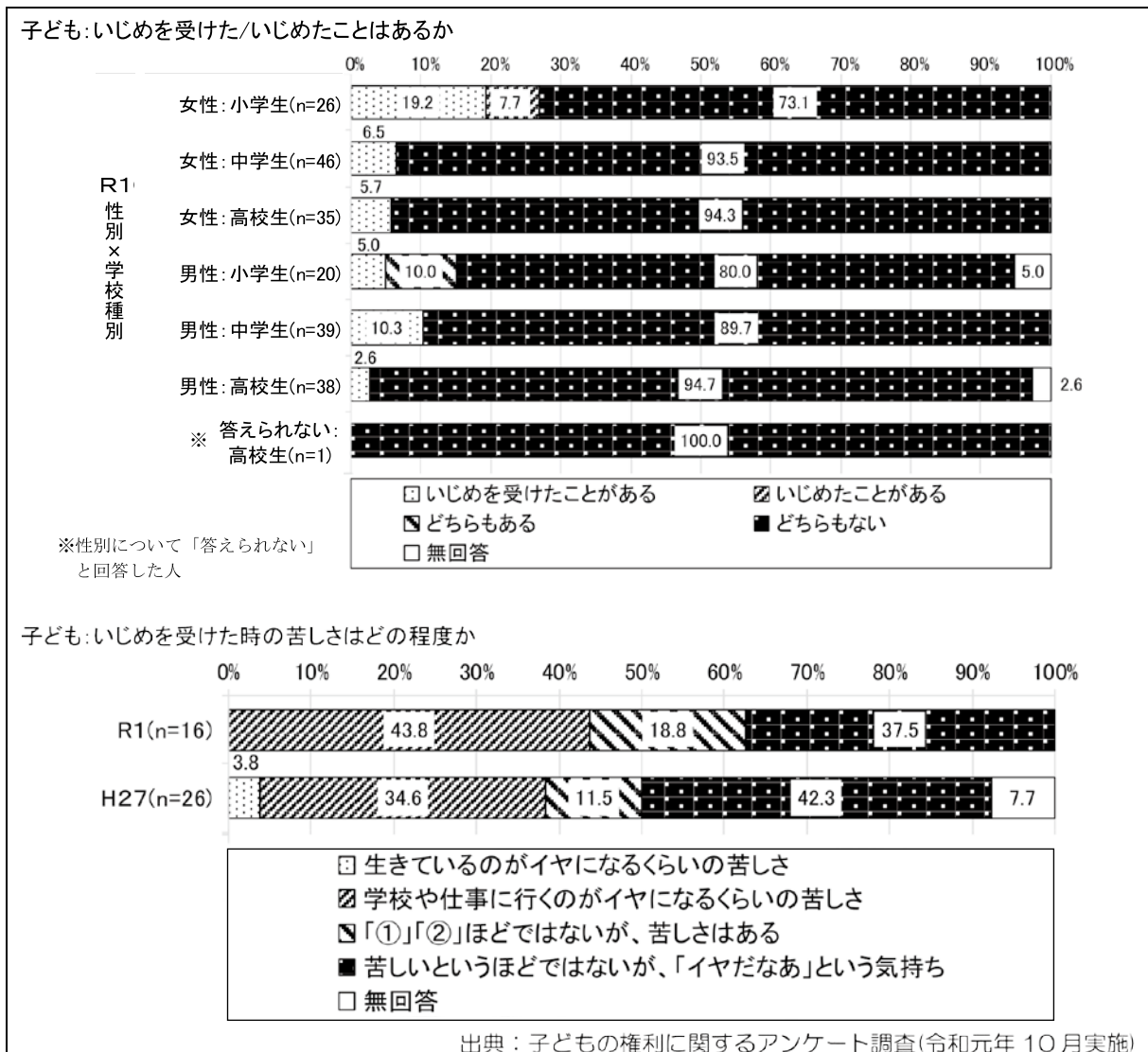
子どもの中には、事情により通学のために生まれ育った地域を離れるケースもあり、学校を卒業した子どもが生まれ育った地域に戻る際の支援も必要です。乳幼児から18歳になるまで、子どもの成長と一緒にあって関わってくれる人が地域にいれば、子どもも保護者も安心して相談できるようになります。地域で活動する民生児童委員や幼稚園・保育所、小中学校、児童館・児童センターなどの各機関、保護者など、関係者・関係機関が相互に連携し、地域全体での切れ目のない支援体制の整備が必要です。

【推進施策4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備】

多治見市では全児童生徒を対象に、アンケート形式のいじめ調査を実施しています。この調査の回答状況と、学校ごとに策定・見直しを行っているいじめ防止基本方針により、いじめの早期発見と重大事態にならないような指導を継続することが必要です。また、学校と保護者が連携して、いじめの早期発見と適切な対応により重大事態となることを防ぎ、自ら命を絶つことが決まてないように取り組みます。

令和元年度に実施したアンケート調査では「いじめを受けたことがある」子どもが全体の7.8%となり、前回調査時よりは減少している結果となりました。学校種別と性別で分類すると、いじめを受けたことがあると回答した割合が最も高かったのは、女子小学生で19.2%でした。また、「いじめを受けたときの苦しさはどの程度か」という設問に「生きているのがイヤになるくらいの苦しさ」と回答した人は、平成17年実施の調査以来初めていなくなりました。今後もいじめについて質的・量的な改善が求められます。





【推進施策5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進】

多治見市では、平成29年に「多治見市子どもの未来応援調査」を実施しました。この調査において、世帯1人当たりの収入額が平成27年度国民生活基礎調査の中央値の2分の1である122万円(貧困線)を下回る状態にある世帯を貧困層と定義し、貧困層の子どもの割合を算出したところ、多治見市の「子どもの貧困率」は5.9%となりました。これは平成27年度国民生活基礎調査における日本の「子どもの貧困率」である13.9%よりも低い数値となっています。各調査項目について、「学校以外の教育費」や「学用品費」に負担を感じている保護者の割合が高く、7割以上の保護者が学習支援を利用したいと回答する結果となりました。また、回答者の中には経済的理由で食料品を購入できなかった経験のある保護者もあり、約3割の子どもと約4割の保護者が子ども食堂を利用したいと回答する結果となりました。

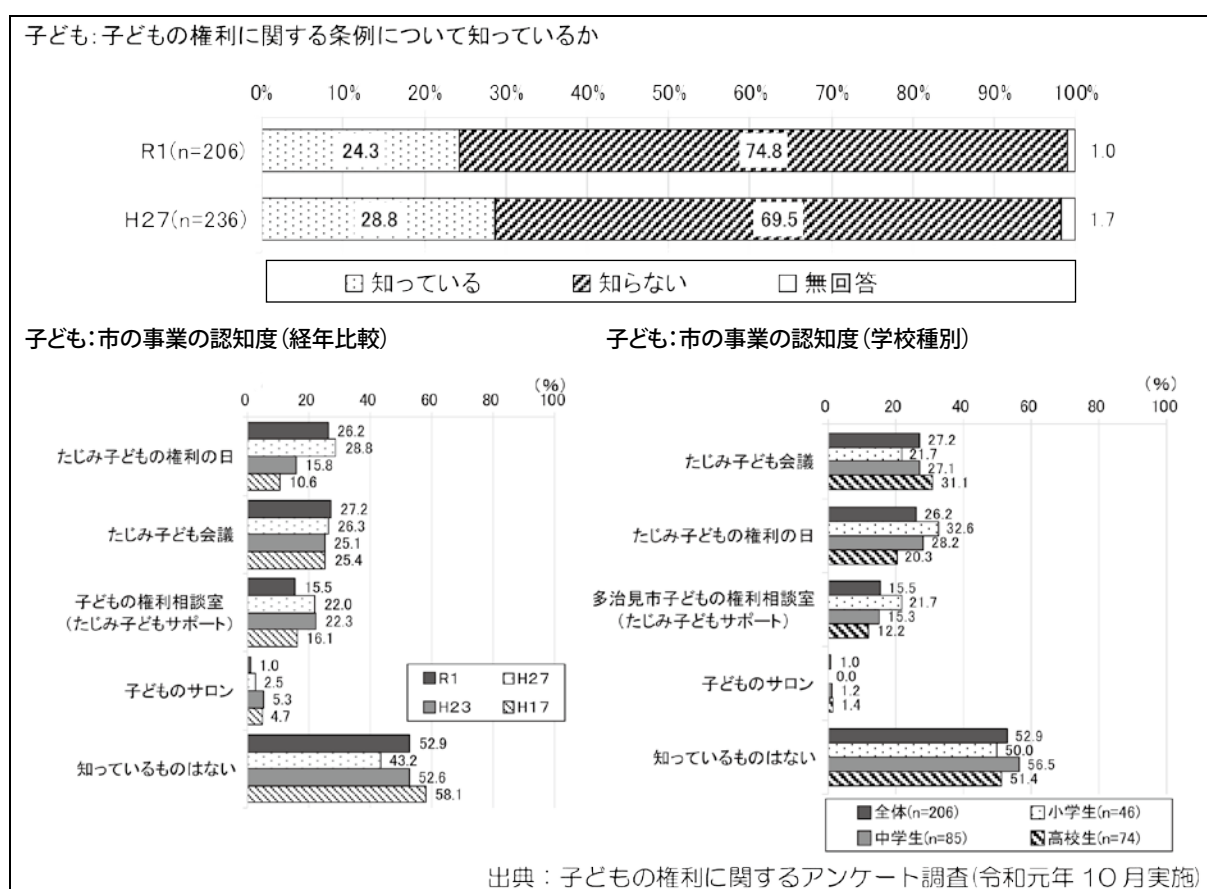
この調査の結果を受け止め、多治見市の現状に合わせて子どもの貧困に対応するために、「学習支援」「子ども食堂の運営支援」「子育て施策の周知・啓発」という3点について取り組みを進めることを決定しました。これら3点の事業は、既に多治見市内での取り組みが始まっており、貧困対策の事業である学習支援や子ども食堂の場が、子どもの居場所として機能することも求められます。

施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

【推進施策7 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進】

「多治見市子どもの権利に関する条例」は、全国で4番目に制定された子どもの権利条約の理念に基づく条例であり、制定から15年以上の歴史を持っています。しかし、令和元年度に実施したアンケート調査において、「子どもの権利に関する条例を知っている」と回答した子どもの割合は全体の24.3%でした。「多治見市子どもの権利条例」に基づく市の事業についても、「知っているものはない」と回答した子どもが52.9%を占めました。最も認知度の高い「たじみ子ども会議<*4>」も、知っている子どもの割合は27.2%にとどまります。

子どもの市政参加の場である「たじみ子ども会議」を活性化すると共に、意見の表明から具現化までをとおして、達成感を得られる経験が求められます。また、おとなへと成長する過程で多治見市への関心を深めてもらうことも必要です。



【たじみ子ども会議について】

「たじみ子ども会議」は「多治見市子どもの権利に関する条例」において、「子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするため」の場として定められ、毎年1回開催しています。毎年決まったテーマについて自由に意見を出し合い、最終的には子ども会議で出た意見を意見書としてまとめ、市長に提出しています。

<*4>たじみ子ども会議

子どもの権利に関する条例第11条で、子どもがまちづくりや市政などに意見を表明し、参加できるようにするために設置されている制度で、子どもによって企画運営されている。